

第十六回 参議院農林委員會會議録第十七号

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午後一時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君

委員

佐藤清一郎君
重政 庸徳君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
戸叶 武君
遠藤 三郎君

衆議院議員

政府委員

農林大臣官房長

事務局側

常任委員

農林省農林課

農林省農林課

事務局側

常任委員

農林省農林課

農林省農林課

事務局側

常任委員

農林省農林課

事務局側

常任委員

農林省農林課

措置法の一部を改正する法律案に關する件

○農業機械化促進法案(衆議院送付)

○小委員の選任の件

○委員長(片柳眞吉君) 只今より農林委員會を開会いたします。

最初に林野庁職員の賃金改訂及び増額に關する件を議題に供します。この件につきましては、昨日の委員會で政府に申入を行つたことになつておりますので、先ずその案文を朗読いたします。

昭和二十八年七月十七日

参議院農林委員會

農林大臣 保利 茂殿
大蔵大臣 小笠原三九郎殿
林野庁職員賃金改訂及び増額に關する件

かねて林野庁当局と全林野労働組合との間に交渉中であつたこの件について、去る六月二十六日調停案第三号を以て公共企業体等中央調停委員會から調停案が提示せられその受諾が通告せられていたのであつて、この問題は国有林野事業の遂行に多大の影響を及ぼす事案にかんがみ當委員會においても深甚の関心を払つておるのであるが、右について左記のとおり措置せられたく

當委員會の總意によつて右申入れする。

事する職員中定員内職員及び常勤事務者約三万人の現行給与の不台理については、給与ベース改訂に關する部分を除き、調停案の趣旨を尊重してこれを是正すること。

二、給与ベース改訂に關する部分については、今後一般公務員並びに公労法適用の公社及び現業のベース改訂の際これと均衡を失することのないよう遺憾なく措置すること。

只今朗読いたしました申入案で御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、政府に申入れることに決定いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、農業機械化促進法案を議題に供します。先ず提案者より提案理由の説明をお願いいたします。衆議院議員遠藤三郎君。

○衆議院議員(遠藤三郎君) 只今議題になりました農業機械化促進法案の御説明申し上げます。

戦後、農地改革によりまして我が國農業は獨立自営の農民を主体とする民主的な体制に進んでおりますが、この基礎の上に合理的且つ近代化的な農耕技術によつて食糧生産の増強に強力推進いたしますことは、當面する最も重大な課題であります。我が國の農耕技術は、明治以來、主として品種の改良、施肥技術の改善の面において著しい発達を示したのでありますが、生産手段

の高度化は、やや進歩が遅く、今なお多くの農民は苛酷な労働の下に生産を続け、そのため年産増加の限界は低く、経営並びに生活の改善も又期待し得ない状況にあります。併しながら最近におきましては、農機具に關する改良も相当程度進展し、なかんづく農民の側における農業機械化に対する意欲も急速に高まつて参りましたので、このときにおきまして、自動耕転機、カルチペーター、二段耕犁その他の動力又は畜力を利用する農機具を急速に改良普及し、我が國農業経営の現状に即応しつつ農業機械化の適正な進展を助長し、以て我が國農業の発展と、食糧自給度の向上を速かに達成しようといたしまして、この法案を提案いたす次第であります。

この法案の主要内容は次の通りであります。第一は、國は、農民が効率的な農機具を共同で利用しようとするときに必要とする農機具購入資金に對して、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置をとらぬ旨を規定したことであります。

第二は、國は農機具の試験研究を盛に行なつて農機具の改良発達を促進するため、農業改良助長法等に基づき地域農業試験場及び都道府県農業試験場の設備人員の強化充実を図り、或いは大學又は民間の試験研究機関における農機具に關する試験研究を積極的に助長しようとすることであります。

第三は、都道府県が農業機械化を適正に促進するために、行ふ事業、即ち農機具の教習展示施設の設置及び運営、農機具の共同利用組織の育成整備の指導並びに農機具の共同利用を効果的に推進するために必要な農民技能者の養成等を行うのに必要な経費の一部を補助することができる旨を規定したことであります。

第四は、農機具の改良発達並びに優良農機具の普及奨励に資するため従来実施して参りました農機具の国営依頼検査を法制化するものであります。即ち農林大臣は農機具の検査を依頼されたときは、検査基準に照らして合格又は不合格を決定し、又それが検査基準に適合しているかどうかを随時検査して、適合しないときは合格の決定取消すことができるようにし、他方検査成績或は合格の取消に對しては異議の申立の途を開いてあるものであります。

第五は、農業機械化に關する重要事項を調査審議するため、農林省に農業機械化審議會を設置し、その組織、議事及び運営等は政令で規定することであり。

第六は、以上のほか、國又は都道府県は農業機械化を促進するのに有効な事項、例へば研修会、共進会等を積極的に進行よう努めなければならない旨を規定したことであります。

以上がこの法案の主要な内容でありまして、御説明いたしました通り、この法案は國又は都道府県にとるべき措置、施策に多大のものを期待しておりますので、これが施行に際しまして

一、本調停案中、国有林野事業に従

記

第九部 農林委員會會議録第十七号

昭和二十八年七月十七日【参議院】

は、逐次それらの措置、施策の拡充、強化を図りまして、これが立法の趣旨の実現に万全を期したいと存する次第であります。

何とぞ慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(片桐義吉君) 本件の質疑は後日に譲りまして、次に先日設置されました農業災害補償制度に関する小委員の選任を行います。その選任は指名を委員長に一任せられましたので私より指名いたします。佐藤清一郎君、関根久蔵君、河野謙三君、清澤俊英君、戸叶武君、松浦定義君及び鈴木強平君の七名をお願いいたします。

次に、西日本水害対策の件を議題に供します。最初に渡部官房長より御説明願います。速記をとめて下さい。

午後二時二十分速記中止

午後二時三十分速記開始

○委員長(片桐義吉君) これから速記を始めますから御質疑があれば御発言を願います。

○重政補遺君 二号台風に対する予算ですね、大体いつ頃までに大蔵省との折衝が付くお見込みでしょうか。それからこのたびの九州の災害の三十億の繋ぎ資金、これはまだ或いはわからんかも知れませんが、農林関係にどれだけぐらいい廻つておるか、現地のほうで……、調べがわかればお答え願いたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点の二号台風の予算の関係であります。これは実は六党議員連盟の案が昨日やつとまとまつたのであります。それまでは農林省だけの案で、もう大蔵省も扱えなかつた、議会の意思がどうであ

るかということも付度して延び／＼になつておつたのであります。恐らく本日衆議院の対策委員会では決議になると思ふのであります。そうしますと、大蔵省のほうもいつまでもぐず／＼しておるわけに行かんと思ひますので、又私のほうとしましてはその決意がきまれば、できるだけ早く解決したい、こういうふうな考へております。的確に何日ぐらいということとは申上げかねます。それから繋ぎ資金の分は、これはまだ農業用に何ぼというようなのはおわかりません。恐らくこれは果に照会すれば、もう配当は済んでおると思ふのですけれども、まだ私どものほうの手許に来ておりません。

○白井勇君 協同組合あたりで手持をしておりまして肥料なり、その他相当のものが流失したおるようなことがあるわけですね、そうしますと、片方は中小商工業者に対しては、低利な、而も長期の融通が考えられるということになるのですが、それにつきまして、協同組合は今申しましたようなものについても、やはり何かさういう融通の方法が考えられるわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) 協同組合の運転資金の融通は、当然これは中金から現地に小野理事が行きまして処置しました。これも……。

○白井勇君 いや、一般の融資資金でなしに、今度の災害、特にさういう損害がありましてですね。

○政府委員(渡部伍良君) この利子をどうするかという問題はですね、若し中小企業のほうの融資が利子を軽減されるのであれば、当然それと同じような処置を講じたいと思ひます。またそ

ちらのほうも問題になつておる程度で、安い金を出すようにはなつていないように聞いておりますが。

○白井勇君 私九州に参りまして、現地在私が見た範圍におきましては、さういふ農協が相当あるのです。恐らくあなたのほうでも係官が行つておるわけですから、情報が入つておると思ひますけれども、我々現実にさういふ実態を見て来ておるわけでありませぬ。当然それは補助というふうなことは考えられないかも知れんけれども、融資的な措置というのは、普通の中小商工業者と同様にこれは少くとも考えられるのじやないか、全くこれは不可抗力なことじやないか、と思つておるんですが、その辺一つ善処方をお願い申し上げます。それからもう一つこれは内輪のこと、農林省として非常にお苦しい立場になるかも知れませんが、やはり農林省の出先機関というものはやはりあります。これの職員というものはやはり災害関係で非常なまあ活動に二重三重に苦しい思いをしてやつておることだと私拝見して来ておりますが、片方今度行政費が縮減をされるといううな面もあるわけですね、当然プラスをしなければならぬやうな面につきましては、やはり災害の場合にはお考え願つておるものと思ひますが、その辺どういふものですか。

○政府委員(渡部伍良君) 職員の罹災に対しましては、例の共済組合の金で救済措置を講じております。これはもうすぐ現地に人をやりまして、それで現地で……。

○白井勇君 私のお尋ねしておるのには、さういふものじやなしに、つまり勤務も日曜もない、或いは居残りも今

まで七時までのものを十時、十二時までにやるというやうな、非常にまあ激しい仕事をやつておるわけですね。出勤しておる者もさういふ状態で、片方は出ておらない者もあるかも知れませんが、さういふ一つの……、従来平生の場合におきましてやつておつた仕事も、仮に一日でできたものが、或いは三日も四日も一週間もかかるというやうな状態になつておるのですから、さういふ関係の経費ですね、当然これはプラスになる筋合いのものじやないかと思ふのですが、その辺どういふことなんです。

○政府委員(渡部伍良君) その点は俸給の繰上支給はやつておりますが、あと超過勤務の類をどうかするとか、旅費の不足を増すというやうな点はまだ処置しておりませぬ。これは全般的の対策を講ずるときに一緒に解決されることになると思ひますが、まあ必ずかしい問題になつて来ると思ひます。これは一般の国民も同じやうにやつておるので、これは相当議論になつて来るのだらうと思ひます。

○白井勇君 私ただ今度の凍霜害の関係で多少事務が違つても知れませぬけれども、まあああいふ凍霜害を受けますという、特別の技術の指導をしなすきやならんとかいふやうなことで、いろ／＼な面を加味しまして、六千百万円ばかりの経費が計上されておるわけですね。あれが外部の団体の職員であればああいふことになる。内部の場合におきましては、ああいふ措置が考えられない、予算的な措置というものがちよつと腑に落ちないのですかね。

○政府委員(渡部伍良君) 私のほうでは、今度の二号台風等についても、そ

ういつた事務費の増を要求してありますから、北九州の対策につきましても、当然それをやりますけれども、これは先ほど申し上げましたやうに、非常にむずかしい問題を含んでおると思ひます。さうすれば一般の罹災国民にも同じものを下さなければいかんのか、か……、今度にはほかに使つ金がありますから、問題が簡単でないと思ひます。

○白井勇君 今度の九州の水害におきましては、特にまあ困窮する状態にあるのが、農民が最も困窮する状態にあるのが、思ふのであります。これは農地災害の、特に現にある農地施設の復旧に対する問題、と助成の法律、これをどうして私は改正せねば農民が負担に堪えないと思ふのであります。この点は水害の特別委員会のほうで畑上に上げて来ることになつておりますが、申すまでもなく、政府のほうからその点を法律改正として提案せられるほうが私は至当である、この際は……、というふうにも思ふのですが、或いは官房長に御質問するのどういふかと思ひますが、御意見はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) 農林省の内部におきまして今検討を加えておりますが、さつ／＼とばらんに申し上げます、なかなかお暇がかりますので、急を要するやつは議会のほうでも御立案願いたいと思ふのです。と申しますのは、先ほど申し上げましたやうに、役所でやるとすれば農地事務局なり、何なりの意見が上つて来るのを待つてやる、或いは現地にへ行つて調査してやるというのであります。河川とか、規

模の多少の關係等もありまして、それの振合、それとの歩調を合わすというふうなことが、まあそう簡単にできばき片付きませぬので、改正するとして、この議案がいつまで延長されるかちよつとわかりませんが、仮に当初の期間通りであるとすれば、恐らく改正せねばいかんというのをきめて、こういう点を議論して、いこううちに済んでしまふのじやないかと思つて、実は心配しておるのです。今朝も衆議院の対策委員会のほうでもその問題を議論しておるのです。まあ対策委員会の中でもいろいろ意見が出てまして、大体直さなければいかんという腹ずもりには、農林省としてはなりかかつておるのだけれども、まあそれじやどう直すかというにはまだ相当暇がかかるのじやないかと、こういうふうには感じておられます。なおこの点は更によく検討を進めたいと思つて、こういうふうな考へておられます。

○上林忠次君 今回の九州の災害は九州を中心としておりますが、どの辺まで、災害がひどかつたところですか、どの辺まで行つておられますか。その調べはもう農林省に來ていると思つて、九州、山口のほかにもどういふような県があるか、又どういふような県に對して今の災害対策を講じようとしておるか。

○政府委員(渡部伍良君) 六月末の災害としては、只今申上げました六原であります。その後山陰等相当水が出ております。併し雨量の調査で行きますと、福岡、大分、熊本の三県を中心とする最高五千ミリ、ほかのところ、山陰等は三百ミリから四百ミリ程度でありますので、まあ程度は比較に

ならんと思つておられますが、やはり相当な災害が起きておるようでありまして。それらの資料は今調査中でありまして。県から報告は來ておりますけれども……

○上林忠次君 多分この六原以外に相当災害の多い県があるかと思つて、特に農産物或いは農業施設の關係については、この委員会から今回のきておられます水害対策緊急委員会、あのほうに問題を提供しなかつたか、このじやないか、六原以外にまあ兵庫或いは鳥根、鳥取、京都、あの辺まで相当な被害があるのじやないか、これを合せてのこちらの關係の調査もしなかつたか、緊急対策委員会のほうにも連絡をしなかつたか、と思つておられます。その点農林省の現在の調べはどのくらいまで行つておられますか、調査がおりますならば、お聞きしたいのです。

無理かも知れませんが、省内においてはお考へておられるか、一つお伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(渡部伍良君) それは先般内閣委員会で、会計検査院のたしか小藤局長だつたと思つておられますが、その局長の答弁だと思つておられますが、検査をいたした個所のまあ九〇%が大なり小なりの不正事実を包蔵しておるようだと、こういうふうにおつしやられたと聞いておられます。これはなか／＼デリケートな問題がありまして、例へば補助金をもらつて地元負担を使わずに、補助金だけで事業をやつておつたというの内容になつておられますし、それから補助金の額が少なかつたから、補助金を申請した設計よりも余分なものをやつておつたというの不正事実の内容になつておられます。それからひどいものになると、セメントを食つたというのもあるにやつておられます。その不正の内容がまあ千差万別と言つておられますが、やはり農林省の監督が細かいところまで及ばないのであります。又一方地元負担もできるだけ節約するといふ、これには今の地元の町村その他の団体のかた／＼の努力も相当あるのじやないかと思つておられますが、不正の内容をもう少しはつきり会計検査院のほうから、九〇%ということでは局長が仰せられたようなことは非常に迷惑しておるわけなんです。私のほうでは会計検査院のほうへまあ余り無責任に言つて頂かないように、むしろ農林省の責任は回避するわけではありませぬけれど

も、農林省がそういう細かいところまで直接責任主体となつてやるのがいかどうかという仕組の問題もありませんので、そういう小規模の災害復旧をやる責任主体をどこにしたらよいか、考へなければいかんのではないかと、議論も今しておるのであります。まあいづれにしても、この点は相當役所的な監督だけではなしに、事業の監視と言つておられますが、監督と言つて、そういうものも相當働かして頂かなければいづつまでたつてもこの問題は絶えなれないのではないかと、こういうふうな気がいたしておられます。

○河合義一君 先ほど上林委員からお尋ねがありました、鳥根、鳥取、兵庫、京都、相当被害があつたようでありまして、県からの報告はお手許にすんで參つておるようでありまして、農林省の出先機關の統計調査部のほうから來ておると思つておられますが、あつたところでは救済ができるのであります。どうか、対象になるのであります。その点を一つ聞いておきたいのですが、兵庫、京都……

○政府委員(渡部伍良君) 勿論これに對して救済の措置を講ずるつもりであります。ただ先ほど申上げましたように補助率とか、融資の利子補給の程度、そういうものを北九州と同じにやるべきかどうかという点については更に検討を加える必要があると思つておられます。

○河合義一君 じや何かの方法でそれ相應な救済はできるわけですね。

○重政廣徳君 今災害復旧に對する不正の問題が出たのであります。不正は勿論不正ですけれども、私はもう少し掘り下げて國が考へねばならぬのじ

やないかと思つておられますが、それは農民の負担というものは從來昨年漸く法律改正して、ややよくなつたのであります。それで以前は十五万円以下は農民の負担、まあ災害の大小を問はず、一律に六割の負担という法律でやつておつたために、農民は實際負担能力がない、どこまでついで行つても全然負担能力がないものに、ない立場において復旧しておつたのであります。これは不正は不正だけれども、そのよつて來たところでは全然不可能な復旧をやつておるといふことを政府は承知して、そして私は行政の指導に當らにやいかんと思つておられます。このたびの九州の災害においても、まさに私はこのままにしておけば、農民に不正を助長するような結果になるのじやないかと思つておられます。その点を非常心に心配しておる。勿論何方かという小さい工事に對して農林省がその監督の責任を持つということ、これは現実においてはできないので、不正をやらんでも復旧ができるように私はやつて行かねばならぬ、こういうふうな思つておられますが、どうお考へになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) お話の趣旨は全額國庫でやれ、こういう趣旨かとも思つておられます。これは昨年度補助率の特殊な被害の場合には補助率を上げる法律を出しておられます。いわゆる補助率の高率適用の法律であります。全額を國で持つというものはなかなかできないので、やはり被害の程度に應じて補助率を考へて行くといふ、もう少し合理化するといふ程度でやむを得ないのじやないかと、こういうふうな考へておられます。なか／＼む

ずかしい問題で……。

○重政廣徳君 私はこの農地に対する復旧は、一律な法律で補助を国が出すというのが大體間違いだ、法律を制定したのが間違ひじやないか、県の負担能力並びに町村等の自治体の負担能力、災害の大小によつて、農民の負担能力によつて私は補助率は決定すべきだろつと思ふ。こういう意味から言つて、法律を制定しない従来のほうが最も私も合理的であつたろつと思ふ。従来は例えて言へば、島根県の災害においては島根県に九割まで政府は助成いたしたのであります。むしろ私はその実情を勘案してそうして、そのときに政府は補助率を決定したほうがいいと思ふのですが、実際九州の災害もまさにその通りになつてゐると思ふのですか、どうお考えですか。

○政府委員(渡部伍良君) まだ決定的な結論的な意見はきめておりませんが、九州の災害に対しては、例へばこういうことができるのかどうか知りませんが、冠水期間の長さとか、或いは土砂の堆積の厚さとか、そういうたものを一つの客観的な標準として、そうして補助率を考へることができないかと、こういう議論もしておるのであります。九州全体について高率の補助を適用するということは今後災害が起つた場合、全面的に……、同地的に見れば全部同じ状態の分が出て来ると思ひますので、なか／＼九州全体に一律に法律の補助率を適用するというふうなことはなか／＼できないのじやないかと、こういうふうにお考えしております。現在のやつは被害の額が一戸当り八万円以上を超えるものに対して法律の補助を適用してあるのであります。これをもう少し合理化したらいいのじやないかと、そういうふうな議論はしてあるのでありますが、まだ結論は得ておりません。

○重政廣徳君 八万円ですつて……、現在の法律は八万円、一戸当り被害農家の……、そうすると八万円以上の負担能力が農民にあるということになる、そこへ持つて来て十万円以下の工事は農民の負担になる、なお中小河川関係とか、道路とか、或いは小学校とかいうようなものも、煎じつめればやはり農民にやつて来る、そういうことになる、どのくらい農民が今度の九州の災害で負担するかということも結局つかんでおらない、私は恐らくも不可能なものを政府が押付けるようになるのじやないかと思ふ。そうする、今の問題のように不正を助長するように……、善良な農民でもそれやらにや背に腹は代えられんということになる、私は政府のやり方によつて善良な農民は不正はしない、勿論全部不正というのではない、悪いものの中にはいるのだから……、だけど非常に極めて災害復旧に対する不正がなくなるのじやないかと思ふ。監督を厳にするとか何とかいうのは、これはそういう施設をして然る後に私はとるべき方法じやないかと、かように思つておるのであります。どうか一つそういう意味において不正の責任を誰が持つか、監督を厳にせよとかいうところの不可能なものをも農民に与えておる。で、これは不正をして何とかがやつて行かねば背に腹は代えられぬ、生きて行かぬ、生きる事ができぬという結果になつておるのであります。どうかその点をよく擲下げて農民の気持になつて一つやつて頂きたいと思ひます。これを以ちまして私の質問を終わります。

○河野謙三君 私遅れて参りましたので、質問が重複するかも知れませんが、若し重複をしたら委員長から御注意願ひたいと思ひます。災害対策について、過日本院におきまして附帯決議で農産物検査法の適正なる改正、例へば五等の乙を作るとか、規格外品を買ふとか、更に規格外品の中でも食糧にならんものを食糧法の改正によつて餌として飼育が臨時に買上げるとかいう希望を強く付けましたが、この本院の決議に對しまして、今日まで農林省は如何なる措置を決定されたか、これを伺いたしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) 農産物の検査法の改正に伴ひまして、五等にはかからぬ、五等よりも一升の重量について二十乃至三十粒、精粒歩合で一〇〇引下げた規格を作りました。これはたしか十五日付で告示したと思ひますので、二十日過ぎから有効になるかと、こういうふうになつておると思ひます。五日間の予告期間を置いてやつておられます。それから買上げにもならないようなものを飼料として買つておられる点についてはまだ結論を出しておりません。

○河野謙三君 飼料の問題は解決してない、併し飼料としてというほどではないけれども、規格外品として、まだ五等の乙を作つてもなお且つ飼料と五等の乙との間のものがまだあると思ひます。これはいはゆる従来の一般の規格外品ですね、これはどういふことになりませうか。

○政府委員(渡部伍良君) 従来の規格外品というのは非常に特殊のものようでありまして、今のお話のように、今度の新規規格のものにも入らないものと品質の悪くて規格外品というのとはどういふふうになるかはつきりしません。例へば三等なら三等、四等なら四等、水分が余計あるというふうな規格外品につきましては、ほかの条件はこれまでできた規格に合つておる、併し一つの条件だけが合つてない、こういうものは従来通りの方針で買上げるというふうにお承知しております。

○河野謙三君 私は夫はその措置は至急にきめてやつてもらいたいと思ふ。というのは、私が聞いておるところでは、災害地で農林省手持の米麦が、相当雨漏れその他事故品となつて処分されておられますね、これに対して非常に需要が殺到しておるわけなんです。ということをお聞いております。そういう際にありますから、この時期を失せず農林省がそれらのいわゆる規格外品でありますとか、そういうものについて積極的にその解決の措置をとることによつて、私はこの時期を外してははる措置というものは将来非常にやりにくくなるものと思ひます。おのずとこういう災害のあとには時期というものが一番大事でありますので、これは至急に私はきめて頂きたい、こう思つておる。それからもう一つ伺いたいのは、この間災害対策委員会でも私は希望を述べたのですが、将来これだけの大きな災害でありますから、一番政府が考へなければならぬのは災害地の物価高の問題です。今はその日／＼に過わつて殆んど食ひ繁きをしておるといふ状態で、又一部においては金もないし購売力が全然起つて来ておりませぬけれど

も、これからだん／＼政府の災害地における対策というものが実効を擧げて来ると、これは購買力になつて私は必ず現われて来ると、さうに思つておる。そういう際に過去二十日間の災害地における関門の上り下りの不通の關係、その他船も聞いて見ますと、博多の港までは船も入つてゐるけれども、貨車がないために博多の港に船が一ぱいになつて、一日に五車か六車しか貨車積みができない、こういうふうなことで、私は必ず災害地には非常な物資不足という現象が現われて来ると思ふ。これが物価に影響して来るのはこれからだと思ひます。そういうことについては十分政府も考へておられると思ひますけれども、取りあへず農林省関係で、今災害地の農民に何か一番欠乏しておるか、まあ肥料等につきましては、それ／＼対策をとられておるようでありますけれども、これとて果して現物化しておるかどうか、又その他味噌、醤油の問題から災害地のあらゆる物資が不足しておるでしようけれども、取りわけ生活必需品、援護上におけるところの不足物資、これらにつきまして何が一番不足しておるか、その不足しておるものに対して、どういふ今措置をとつておられるか、これを私は伺いたいと思ふ。今までは必ずしも私の聞いておるところではうまく行つておりません。たとえば岡山から折角はう／＼から集めて稲の苗が船で送つたところが、向うに行つて使へぬのは三割で、あとの七割は皆中で腐つちやつた。こういうへまなこともあつたよつてあります。併しこういうふうな安定して来た、着着いて来たのでありますから、これから災害地に向ける

ところの物資の補給というものについて
ては非常に急ぎつゝ万全を期してやら
なければいかんと思つたので、これ
について一つ災害地の認識を非常に欠
いておるのではなからぬお教え願ひたい
と、こう思つて居ります。

○政府委員(渡部伍良君) 全般的にい
ろいろのものが不足しておるといふこ
とは或る程度やむを得ないと思つてお
ります。そこで最初に申上げたのであ
りますが、飯米、飯米の問題は一時う
んと聞かされたのですが、これは例え
ば博多の例をとれば三百五十円まで行
つたのが、今二百五十円以下に下つて
おるやうです。野菜なんかはやはりそ
れと同じ率で下つておるといふことと
あります。そのほか木材等につきまし
ても一時相当暴騰するのじやないか
と、こう言つておりましたが、これなん
か製材で持つて居るやつを取りあへず
後で国有林のやつをやるからというの
で全部配給されて、あと国有林の分は
高知、大阪の営林局の管内からも動員
してやつておりますので、今のところ
私のほうに特にひどく言つて来ておる
ものは、まあ何と言いますか、こちら
が責任を持つておるから、ひいき目に
見ておるのかも知れませんが、これも
相当まあ今度思い切つて現地に改良局
長以下やりまして、やつたので相当行
つておるのじやないかと、こう思つて
おります。問題はやはり今のうちに、
それから飯米の問題でも、これは飯米
だけをとつて議論するのはいろいろ問
題がありますけれども、繰上配給も、
これはまあここだけの話にして頂きた
いのですが、東京の米米対策に繰上配
給せよというふうな議論もありますの
で、余り大きくは、全部波及すると問

題になりますので、むしろそれに対し
ては、事務としてはどうせとにかく福
岡なら十五日しか配給してないといふ
佐賀でも二十日なら二十日しか配給し
てない、あとは差を食つてもらわな
ければいかんのだから、差を食つてく
れと、事務は相当声を大きく出して言
つておるのですが、なか／＼デリケー
トな問題で、麦食え、麦食えという声
も余り出せないやうであります。現
地には米も麦も十月一ぱい食つてもま
だ余る量を持つておりますので、そ
ういふ心配もないと、幸いと云つちや語
弊がありますけれども、何というか、
冬と比べて衣料がなくて、これはま
あ佐賀の人の話なんか、奥さん方は、
女の人はやはり衣料を欲しがつておる
けれども、亭主は裸で禪一つでやる
と、こういふやうにそういう働きのでき
る時期で相当我慢してやつておるとい
うものも一つの原因じやないかと思
います。まあ毎日電報で必要なもの
はとつてやつておりますので、幸いに
して農林省関係のものでは大体うま
く行つておるのじやないかと思つてお
ります。あと一番心配になるのは種を送
つて蒔付けをやらしておりますが、そ
れがどれだけの効果を發揮するか、共済
連の人なんかまあ平年作でしよう、と
北九州を通じてですね、そういう悲観
的なことを言つておりましたが、これ
からの問題は種がどれだけ回復して
くるかと、これだけを頼りにしておる
やうな状態でございます。

○河野三三君 今お話のように私の報
告を受けておるところでは、今回の災
害地におけるところの応急措置につ
きましては、他の省に比較して農林省が
断然応急対策について成績を挙げた、

これは各方面から伺うので、私たちが
とも／＼に肩身を広くしておるわけな
んですが、ただ私は折角今まで応急對
策をうまくやつても、あと失敗しては
いけないといふことを私実は心配す
る。それは私はいくらも非常に疑いを持
つて居る。世間でひどい／＼といふ
ならば、もう少し物価高にそれが現象
として現われなければいかん、とこ
ろが聞いて見ると、今お話のように米は
二、三日上つたけれども、下つちや
つた、その他のものも平生になつた
と、ところが運輸省へ聞いて見ると汽
車はとまつた、船もとまつた向うに行
くと道路はない、まるで運輸機関はと
まつておる、それならそこに必ず物資
の欠乏といふことが起つていなければ
ならぬ、起ればそれが物価高に現われ
なければならぬ。ところがそういう現
象が起つていない、で、私は一時はあ
れはニエースや何かで皆ひどいところ
だけ見て、私は行つて見ないのだけ
でも、大したことはないのじやないか
と、こういう実は疑いを持つたのです
よ、ところが現地から歸つた人に聞い
て見ると、ひどいのは事実だ、そうす
ると、又今度物価のほうの関係として
どうもおかしくなつて来た、いろいろ
聞いて見ると、私がひどいといふのは
想像以上にひどいのであつて、もう金
は勿論ない、もう全然貸出しに行く
にも道路がない、乗物もないといふの
で全くその日暮しをやつて、余りひど
いといふので、全然購買力というも
のは現われて来ない、これからそろそ
ろ橋もかかつた、道路もできた、汽車
も通じた、金が渡つた、金を数かな
ければならぬ、味噌を買わなければい
かん、醤油も買わなければいかん、こ

ういふことになつて、私は実はこれは
自分の独断かも知れませんが、これから十
日なり二十日なり先に行つて本当に
、災害地といへども、やはり着物を
買わなければならぬ、味噌、醤油は勿
論買わなければならぬ、あらゆるもの
を買わなければならぬ、量も替へなけ
ればいかん、これが一遍に購買力になつ
て現われた場合に、私はこれから十日
なり二十日先に行つて必ずこれが物価
高になつて現われて来る、それに先廻
りしていろいろ／＼なものを送つておかな
ければ私はどうにもならぬと思つて。今
も種の話が出ましたが、私は種あたり
も是非これはやつてもらいたいと思つ
て、今重政さんのほうから専門的な農
業土木の話がありました、農業土木
もやらなければいけません、私はそ
れよりもつとやらなきやならぬこと
は耕地の利用といふこと、例えばあの
地区は百七、八〇％ですか、現在、
日本だつてすでに二〇〇％以上利用し
ておるところもあるものであります。か
ら、種等もかゆいところに手の届くよ
うにして、土地が荒されて狭くなつた
ならば、狭いところの利用度を上げて
回転率をよくすると、こういうことに
是非農林省が先になつてやらなければ
ならぬと思つて居ります。いろいろ／＼抽象的になり
ましたけれども、まあ一味味噌、醤油
から始まつて、いろいろ／＼なことを一
々御質問申上げて、是非一つは総括的
に考へて、どうも物が足らなくて、そ
れが何か近いうちに必ず物価高といふ
現象になつて現われて来やしないか
と、こういうことが氣になつてならぬ
ので、折角今まで成績を挙げられた

のでありますから、農林省で万全を期
してもらいたい。それから繰返します
が、先日の我々の決議に對しまして、
私はあの際この決議はお座りの決議
じやないぞと注文したほどであります
が、今以てそれが具体化されなとい
うことになる、どうも農林委員会の
決議といふものは政府に賦せられた
という恰好なんです。まあ議案が終つて
からならぬけれども、こういうふう
に開會中に賦せられたままで、こうや
つて毎日我々議案に遵うわけに行きま
せんから、これは至急規格外品の買
入、又許の買入許置なり、食料法の改
正等につきましては、議案開會中であ
りますから、出して頂ければ私はずと
と思つて居りますから、至急にその措置を
とつて頂きたいと、こういうふうと思
います。

○上林忠次君 今回の災害は前回の風
水害に引續いた災害であります、た
だ一作だけが大きな被害をこうむつた
といふわけではないので、春作と夏作と
共にやられた、作物がやられただけ
なしに、家財道具、着物までもやられ
ておるといふやうな大きな被害であ
りまして、思想的影響、混乱状態が起
きるのじやないかと思つて居ります。これ
で挙げられておりますやうな、ああ
いう中途半端な災害対策じやなしに、
思い切つた対策を講じなかつちや、こ
れはいかんのじやないか、折角のこの大
きな被害、この損害をただ損失で終
らすに、これをもう思想的に政府を
信頼させる、日本の國のために働くの
だといふやうな工合に農民の思想を善
導しなかつちやいかんのじやないか、た
だ損害だけを補填するやうなことでな

第九部 農林委員会會議録第十七号 昭和二十八年七月十七日 【参議院】

しに、日本の国民の思想善導或いは生産力を拡充し、邁進させるような気持をここで奮い立たすというよりな工合にするのは、これまでの対策の安易な微温的なやつでなしに、思い切つた善後策を講じまして、この災害をもつと或る半面有効にさせるということに政府は考えなくちやいかんのじやないかと私は考へるのです。まあ要するにこれまで我々が考へております対策は少し微温的じやないか、もつと大きく災害を救う、そして再生産ができるようにするということに一步躍進しなくちやいかんのじやないか殆んど堪えなような今状態になつておるのじやないかということを感じておるのであります。

○委員長(片柳廣吉君) この問題はまだ今後いろいろ御審議を願うことになつたしまして、農林省でもまだ正確な被害の実態が、まだ調査できておらんと思ひますから、今後逐次又委員会でも審査をしたいと思ひます。本日はこの問題はこの程度にしておきたいと思ひます。

○委員長(片柳廣吉君) 次に目下通商産業委員会が審議中の特定中小企業法の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の件を議題といたします。これは農林委員会にも非常な關係があるようでありまして、この件につきまして宮本、戸叶、白井、河野等の各委員から発言を求められております。○宮本邦彦君 議題になりました特定中小企業法の安定に関する臨時措置法案は、前の国会で通りました法案の拡張になつておりますので、この法案をさつと見ますという、適用業種にも指

定された要件というものが非常に緩和されております。それから又調整組合の事業内容が非常に拡張されております。もう一点重要なことは、これは指定業種の数が新たに十一種追加されております。この追加された中には合板或いは清涼飲料水のごとき、大体において今までこれらの事業の所管が農林省であつたというよりな業種が含まれておるわけでございます。ところがこの今度の措置法では主管大臣が通産大臣になつておるといふようなこともあり、前国会で小林孝平君が委員会であつて提案者並びに通産大臣に質問をしておりましたが、その質問は丁度今私が疑問を持つておりますよ、この間も河野先

生から御質問がありましたように、事業を主管しておるところの最も詳しいエキスパートのおるその省で以て扱つておるものを、違つて省の所管大臣がこの法律で以て一切の規制その他の取扱をするということは一貫性を欠き、農林行政を伸展させるためには非常に大きな障害になるのじやないかというようにも考へられるわけでございます。これら種種の点もありませんので、そういった点を中心にして農林当局のほうのこの法案に対する御意見、或いは従来この法案が今日通産委員会にかかります間に通産省との御折衝の経過、そういったものを承わりたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(渡部伍良君) 本件に關しましては、先ほど宮本委員からお話が出たときに合板及び清涼飲料水の關係をどうするかというので問題になつたのであります。先ほどのお話があり

ましたように、当然これは農林省設置法の關係から行つて農林省の所管であるから、これらの業種については農林大臣がこの法の運用をやつて行くべきである、こういう議論もいたしたのであります。そこでその後その線に沿ひましていろいろやつておつたのであります。今度再び議員提案で改正案が出ておられますので、農林省としましては、通産省及び衆議院の法制局にこれは困るから直してくれ、こういうふうにお申入れてしげく交渉を重ねて来ておるのであります。追ひ／＼事業界が落着くにつれて、農林省關係のものにつきましては、やはりこの法律を適用する必要があると考へますので、所管争ひみ

たいになつてなかつたやうなのであります。設置法その他法令の従つておるにやれば、どうしてもいでもそれをやういふふうにして頂かなければいかん、こういうふうな考へるのでございませぬ。

○宮本邦彦君 私どもは何も間口争ひを應援したり、或いはそういうことで申上げておるのではなくて、こういう場合場合にやはり肥料行政なんかと同じように、そのために迷惑をこうむるのことは實際この法の適用を受ける人たちがあつて、それ相當のこういつた一貫した行政措置がとられておらない場合に、そういうものを解消することのできるような措置がとられておるか、今後とり得る自信がどうかどうか重ねて承わりたいと思ひます。

○河野三三君 私は根本問題を伺いたいのですが、これは議員提案かも知れませんが、農林省から見た場合に、こういう法案は一体国民経済のために、又日本の経済産業発展のために、どういふ法案は必要だと思われませんか、どうですか、議員提案でありますから批評は少しにくいとおつしやるかによつてはあとで委員長に速記を削つてもらつても、私はこの際その根本問題を伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) やはり先ほどもちよつと触れましたように、何と申すか、経済界がまあアレ気味といつてはおかしいが、横這い気味になつて行きますと、特定の業種だけが違つて法をとることもできないと思ひますので、同じ規模程度の業界がこういつたやり方をやるとなれば、やはりそれに追隨せざるを得ないのじやないかと、こういうふうな考へておられます。

○河野三三君 まあそれならば当然この法律については従来も関心を持つておられると思つて、従つてこの法律の中に規定せられる品目について、特に農林省主管のものについては当然農林大臣の所管に移さなければ私はいけません、こう思つておるのですが、ただこの際に私は意見を附加しますが、これは私たちが未端、いわゆる田舎で暮しておりますと、これは特定中小企業安定なるとかと言つてあるけれども、これは例の独禁法の改正が大ボス擁護法案なら、これは田舎の小ボス安定法案ですよ、これは……それはよつて来たるところは、統制中において政府からの指定により統制会社との繋りにおい

て、その特典において營業を営んで、そうしてそれが丁度公園の職員と同じです。公園の職員が公園が解散になつてみたらこれは使ひ物にならん、皆今公園の職員というのは、これはごみみだいに扱われておる、同様に戦争中から戦後にかけて統制中に政府から頂いた特典によつて酒屋の指定商になつたとか、やれ何の指定商になつたとかいふのは特典によつて儲けた、ところがいよいよその統制が外れて今度は自由経済になつたところが、これは本氣でかかつて命がけでかかつて来たところの中小企業には、これらの特典の上にあぐらをかいて、あんのんのうちに財布をふくらましたやつは、これはそういう顔が付いているから競争にならないのです。そこでこれらのいわゆる田舎の小ボスが考へたことは、こういうやうなうまい名前、そしてして仕事はするけれども、顔は利かないというやうなそういう実力者を追つて、そうして自分たちがもう一遍何かそういう特典の上に營業権を復活しよう、この意味以外には私は何もないと断定する。そういう意味で、私は私個人の見解ではこの法案は勿論それは一、二の例外的には必要な面もあるでしょうけれども、總体的に眺めてこれは決して私はいいものじやないと思つて、中小企業の中で本當に能率を上げるには、本當の家庭工業的に親子兄弟そろつて朝から晩まで働いておると、こういうのが強いですよ。こういう連中に対して、今言つておるの統制会社との繋りにあぐらをかいた連中が参つて来てから、そうしていろいろ画策して議会で働きかけてやつたのが私はい

これだと思つて、こういうことを先ず私

は一応田舎で生活してある私から見たこの法案の提出したその経過において、そういうものであるというところを私は断定せざるを得ない。そこで、併しまあこれが農林委員会の主管であつたら、これは私大いに議論しなければならぬと思ふけれども、不幸にして我々のほうでないから、委員長はいずれかの機会に連合審査か何かして頂けると思ふから、そのときに言おうと思ふが、併しまあこの法案を認めるというは、併しまあ今宜本さんの言うようにこれは農林省の責任において農林省が仮にこの法案の精神というものを是とするというならば、この精神を本当に生かして農林省の主管の業種に対しては十分この法案の運営を過たないように、進んで私は農林省の主管にすべきである、これを主張することに何の私は細張り争いも何もないと思ふ。それにつきますと私は政府のほうから、今我々も大体わかつておりますけれども、この法案に盛つてある品種の中で、何と何が農林省主管になつておるかというところをこの際教えて頂きたい、と思ふのであります。

○政府委員(渡部伍良君) この改正案に載つておるのは清涼飲料水、それからこの前の法律のとき問題になつた台板、こういうのも今後問題になつて来ると思ひます。それから玉糸、そういうようなものも問題になつて来ると思ひます。それから成いは「なたね」の搾油業等もやはり問題になつて来る危険性を包蔵しておると思ひます。それから成いは農水畜産物の雑語等もこれも問題になつて来ますけれども、

○河野三三君 これらにつきては当然通産省と、この法案は議員提出でありませけれども、この法案について農林省は台同のいろ／＼審議をされた経過はあるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) たゞ／＼やつておるのですが、まあ御承知のように議員提案になると、それに隠れちやつて、なか／＼話がかまく行かないわけなんです。

○河野三三君 議員提案ですから御無理もないと思ふけれども、そのたび／＼の会合におきましては、今我々が希望を申し上げたと同様に、当然農林省の所管の業種につきましては農林大臣の認可というものを要するという御主張であつたわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) そうです。○河野三三君 それに対して通産省のほうはどういう御意見であつたのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは只今ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿、繻帯というようなのは厚生省の所管になつておるわけですが、厚生省もいひのだから農林省もいひやないかと、こういうことを言つておるのですが、農林省としましては、今は清涼飲料水が問題になつておるけれども、だん／＼世の中が落着くにつれて、只今申上げましたようないろ／＼な品目が出て来る虞れがあるのです。そうしますと、例へば合板、「なたね」、玉糸等になれば、これは本当に農林省の色が多くなつて来る、清涼飲料水程度であれば、「みかん」「ジュース」とか、いろ／＼の農村と直結しておるものもありませけれども、サイダーとか、そういうものもあつて、どつちでもないという関係もあつて、将来的の問題としては、やはりはつきりしておかなければ、本當に

農業に非常にウエートを持つものの中小企業の対策を講じなければいかん場合、適切な手が打てないと、こういうふうに行きたいと、こういうふうに行きたいと思ひます。

○佐藤清一郎君 これと関連あるかどうかわかりませんが、先頃清涼飲料水の製造業者から陳情の書類を受取つて、その内容を見ると、輸入飲料水を防止してもらわなければ国内の我々はどうしても対抗できないという切なる陳情でありまして、日本農業保護の面から尤もな陳情であると考えておりましたから、これと関連あるかどうか、私はよくわかりませんが、この輸入飲料水であるジュース類ですね。これらについて農林省としてはどういふふうな対策をとつておられますか、これを一つ一応明らかにして頂きたい。

○政府委員(渡部伍良君) 農林省といふことは、特に果物関係のジュースで清涼飲料水、これも今まではいろ／＼な問題がありまして、腐敗の問題とか、味の問題とか、処理の方法の問題とか、うまく行つて、いなかつたのであります。特に柑橘類のジュースについては非常に成績を収めておるわけですが、これは相当改良を見ておるわけですが、これはまあはつきり申上げますと、パリリスなんか比べて相当日本人の嗜好にも適して値段も安い、ああいう段々畑地帯の農業振興上非常に重大な意義を有するもので、清涼飲料の輸入関係につきましては、できるだけ輸入を抑制するといふ方針でおります。具體的に申上げますと、これを一律に全部輸入禁止してしまふ、輸入禁止する

○佐藤清一郎君 日本は柑橘類においても、アメリカやその他の国々に大量に輸出しておるのを、それを今度それらの原料のものを逆輸入するというようなことは甚だ国内産業保護の意味において面白くないと思ひます。是非農林省としては日本農民の保護の意味から、いわゆる輸入関税をどうするか、できる限り今の保護を、更に輸入を圧縮して国内産業の発展を期せられるようにお願いしたいと思ひます。

○宮本邦彦君 私はこの将来の日本といふものの、一つの日本の農村といふものの発展の当然な方向として、今佐藤さんが言われるようなあり方、そういう行き方といふものは、これは非常に尊重しなければならぬものじやないか、従つて清涼飲料なんといふものは農林省の政策にこれは重大な影響のあるもので、これはどうしても農林省の大きな将来の日本の農政の面からも切り離すことのできないものならば、こ

れを主務大臣が他省にあつて、そうして全く知らないものによつて規制されるというところは、これは日本の農村のためにはならないのじやないかといふような考え方がされるのでございませう。そこで私は昨年台板のときに、まあ失敗と言ひますか、微温的なあり方で以て遂に法案はそのままになつてしまつたと、又今日、今官房長のお話を聞けば、通産省と農林省との折衝が議員立法であるがためにうやむやの間に法案だけが提案されておつて、一向そ

ういつた大專な点の調整ができていないといふことが突はつきりしたわけなんです。これは先ほど申しましたとおり、必ずしも私が先ほど申しましたように細張り争いといふような問題でなく、本當に日本の農政として、或いは将来の農村のためといふような意味合でも重大な問題じやないかといふふうに行きたいと思ひます。今通産委員会にかかつておられます。従ひまして当委員会におきまして、本法案の審議の過程におきまして、本委員会から連合と申しますと、又或いは当委員会の心証を害するやうなこともありませうが、皆様の御意向によつては連合委員会もいひださうし、さもなければ、代表のかた／＼に出で頂いて、そうして十分この点を審議されて、そして、しまつた、あのと

きも少し本當にこの問題について深く検討しておけばよかつたといふような悔いを残さないような措置をこの際講じたと思ふわけでございます。で、この案につきましては、委員長に私は一言申上げたいと思ひるのでございまして、一つの動議として提出いたしたいと思ひます。

○河野三三君 これらにつきては当然通産省と、この法案は議員提出でありませけれども、この法案について農林省は台同のいろ／＼審議をされた経過はあるのですか。

○政府委員(渡部伍良君) たゞ／＼やつておるのですが、まあ御承知のように議員提案になると、それに隠れちやつて、なか／＼話がかまく行かないわけなんです。

○河野三三君 議員提案ですから御無理もないと思ふけれども、そのたび／＼の会合におきましては、今我々が希望を申し上げたと同様に、当然農林省の所管の業種につきましては農林大臣の認可というものを要するという御主張であつたわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) そうです。○河野三三君 それに対して通産省のほうはどういう御意見であつたのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは只今ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿、繻帯というようなのは厚生省の所管になつておるわけですが、厚生省もいひのだから農林省もいひやないかと、こういうことを言つておるのですが、農林省としましては、今は清涼飲料水が問題になつておるけれども、だん／＼世の中が落着くにつれて、只今申上げましたようないろ／＼な品目が出て来る虞れがあるのです。そうしますと、例へば合板、「なたね」、玉糸等になれば、これは本当に農林省の色が多くなつて来る、清涼飲料水程度であれば、「みかん」「ジュース」とか、いろ／＼の農村と直結しておるものもありませけれども、サイダーとか、そういうものもあつて、どつちでもないという関係もあつて、将来的の問題としては、やはりはつきりしておかなければ、本當に

○河野謙三君 私は極めてこれは大事な問題でありますから、次回の委員会に農林大臣の出席を求めて、議員立法でありますから、この法案に対する農林大臣の一切所見を私は質しておきたい、こういうふうには私は思っています。その順序は是非とつて頂きたい、然る後に委員長の計らいによつて合同審査なり、若しくは代表を経済安定ですか、委員長に出して大いに質疑をするなり、こういうことにしましてもらいたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 只今宮本さんから動議の提出がありました、河野委員からは問題が大きいので農林大臣を来週早々呼んで、大臣に対しても所見を質したいというような御意見がありました、ただ私の若干心配しますのは、通産委員会で相当早目には上げるといふ気配もなきにしもあらずと思は思ふのであります、そういう御事情もお考えの上一つお含みを願ひたいと思ひますが、どういたしましょうか。

○戸叶武君 議員立法の場合に、こういう場合は今後も出て来ると思ひますが、やはりこういうときに前例を作つておくことが大切であつて、関係の委員会がこの法案を急ぐといふあまりに、拙速主義でこういうことになつたのだと思ひますが、その委員会においても、すでにこの通産省所管関係と農林省所管関係のものがあつたのであるから、その調節をするようにするといふ意見が出ておられます、それに対してとにかくとりあえずやるといふけれども、やがてそれは趣旨が御尤もであるから変えたいというやうな答弁もなされておられるやうであります、この際議員立法という関係からいたしまし

て、この農林委員会なり何なりで申込をやりました、通産委員会の人々との話合において、こういう問題はやはり調節して行くという習慣を付けないと、やはり非常にでき上つてから又修正だ何だといふとむずかしいことになり、それから、そういうやうな形で委員長が然るべき方法を講じて、皆さん方の意向を受けてこの調節に當り、何らかの打開策をきめて頂きたいと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。宮本委員から先ほどお聞きの上の御動議がありました、先ほどの懇談の結果、従ひまして通産委員会に便宜当委員会から代表者数名が出て頂いて代表質問をして頂く、農林大臣は時間の余裕がありますれば、当委員会に出席を求めたこの問題について所見を質して頂く、若しそれができなければ、便宜通産委員会のほうへ出席を求めて、その席において農林大臣に所見を質して頂く、こういうふうに行つて頂いて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) ではさうに決定いたします。代表者はまあどなたか、多数おいで願つてこれは支障はありません、一応私から御指名いたしましたのでよろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 河野委員、白井委員、戸叶委員、宮本委員、それ以上御希望のかたは、これはもう御出席を願つて御質問をして頂きたいと思ひます。なお修正案は委員長に御一任

願えれば至急作成いたしまして準備をいたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。それから私もこの問題で一点だけ法律論でもないのですが、同じ法律で両者が踏がつておるといふ先例が私は幾つもあつたと思つたのですが、どんなものがありますか。

○政府委員(渡部伍良君) 一番これに關係するのは中小企業等協同組合法です。

○説明員(中西一郎君) 現在問題になつております特定中小企業安定法の所管問題と関連しまして、一つの法律で以て部分を分けて農林省、或いは通産省、或いは大蔵省といふふうにして所管を分けております一番の適用である法律は現在の中小企業等協同組合法であります。で、どういふふうになつておりますかと申しますと、原則的には府県の範囲内の組合は府県知事ということになつております。府県の範囲内の組合であります。信用組合ならば大蔵省所管関係、運輸事業関係ならば運輸大臣の所管関係、そういうものは運輸大臣、或いは大蔵大臣と府県知事とが共管ということになつております。

なお農林省関係の食糧配給とか、或いは味噌の協同組合とか、或いは醤油の協同組合とか、そういうものにつきましては、教府県に互るものは府県知事であり、農林大臣が直接これを所管する、そういうふうな中小企業等協同組合法で明記されております。

○委員長(片柳眞吉君) なおもう一点、これは所管の關係でどういふ説があるといふことを聞いておるので、通産省設置法ですか、或いは中小

企業庁の所管事項として、この特定中小企業安定法に關する臨時措置法の施行に關する事項といふのが中小企業庁の所管事項になつておるから、そういう規定が現在あるからこれは通産省の所管であるといふ非常に詭弁的な見解があると思つたのですが、これは私は逆であつて、農林省物資が入つて来れば当然農林省の所管になるのだから、むしろ農林省設置法を改正して、同様に農林省の設置法の中にこの特定中小企業安定法に關する臨時措置法の施行に關する事項を入れるべきであつて、現在あるから、それが向うの専管だといふことは、これは循環的な詭弁であると思つたのであります、その辺はどういふふうには農林省は見えておりますか。

○説明員(中西一郎君) お説の通り、現在中小企業庁の設置法には特定中小企業安定法に關する臨時措置法の施行に關することといふふうには明記されております。で、農林省関係では、合板について、清涼飲料水その他いろいろな表現をとりまして、農林省関係の所管であるといふことを明らかにしておりました中小企業等協同組合法につきましては、その施行について同じように中小企業庁の設置法に中小企業等協同組合法の施行に關することといふふうには明記されております。それにもかかわらず中小企業等協同組合法の本法では、当然の理論として農林省関係のもは農林大臣といふふうには規定してあるものであります、農林省設置法で特定中小企業安定法に關する臨時措置法を施行すると申しませんが、当然特定中小企業安定法に關する臨時措置法

の中でそういうことを規定すべきものだといふふうには法律的に解釈しております。

○委員長(片柳眞吉君) 念のために、そういう解釈をしておるといふのはどこですか。

○説明員(中西一郎君) 理論的な解釈につきましては、この法律が第十三回国会にかかりましたときに、衆議院法制局の御意見は明確にならないうちに、この法律が施行されたわけでありまして、当時の法務府の参事官の御見解では、農林省の言うのが正しいのだといふことであつまして、それを元にしまして、我々としては通産省の事務当局に、或いは当時の提案者でありました産好雄先生なり、衆議院の法制局の事務のかたなりに主張を續けておつたわけでありました。

○委員長(片柳眞吉君) この問題はこの程度で御発言ございませんか……他の日程がございませうか、本日は如何いたしましょうか……。それは時間も過ぎておりますから、他の日程は後日に譲りまして本日はこれで散會いたします。

午後四時四分散會